



遺言による債務の承継の特性（窪田充見教授追悼号）

瀬戸口，祐基

(Citation)

神戸法學雜誌, 74(3):107-126

(Issue Date)

2024-12-27

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCDOI)

<https://doi.org/10.24546/0100492827>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100492827>



神戸法学雑誌第七十四巻第三号二〇二四年十二月

遺言による債務の承継の特性

瀬戸口 祐 基

I はじめに

平成30年の民法改正によって新設された民法902条の2は、「相続分の指定がある場合の債権者の権利の行使」という表題のもと、次のように規定している。

民法902条の2

被相続人が相続開始の時において有した債務の債権者は、前条の規定による相続分の指定がされた場合であっても、各共同相続人に対し、第900条及び第901条の規定により算定した相続分に応じてその権利を行使することができる。ただし、その債権者が共同相続人の1人に対してその指定された相続分に応じた債務の承継を承認したときは、この限りでない。

この民法902条の2、特に同条本文は、基本的には、最判平成21年3月24日民集63巻3号427頁（以下「最判平成21年」という。）の考え方を明文化するものとされている。⁽¹⁾そして、同条本文は、「債権者との関係では、遺言者に自らが負担した債務の承継の在り方を決める権限を認めることは相当でないことを

(1) 堂薗幹一郎=神吉康二編著『概説 改正相続法〔第2版〕—平成30年民法等改正、遺言書保管法制定一』（金融財政事情研究会、2021）150頁、堂薗幹一郎=野口宣大編著『一問一答 新しい相続法〔第2版〕——平成30年民法等（相続法）改正、遺言書保管法の解説』（商事法務、2020）170頁。

根拠とするもの」と説明されている。⁽²⁾

民法902条の2本文の根拠についてこのようないい説明からも明らかのように、同条は、遺言による債務の承継をめぐる問題について規定するものである。そして、この問題との関係では、「被相続人が自己の有する積極財産の帰属を決定するというのとは異なり、そもそも被相続人は自己の債務を処分することができるのかという基本的な問題があ」り、「この点は、法定相続分を基準として、債権者が権利行使をすることを認めつつ、債権者が指定相続分による債務の承継を承認したときには、指定相続分に応じた権利行使がなされるとする新設された民法902条の2をどのように規定として理解するのかという点にも関わるものだと思われる」との指摘がされている。⁽³⁾ 実際、ここで基本的な問題として指摘されているものについて、債権者との関係では被相続人は遺言により自己の債務を処分することができないとする考え方が民法902条の2本文の根拠とされていることは、前述したとおりである。⁽⁴⁾ そして、被相続人が遺言により自己の債務を処分することができない理由については、平成30年民法改正以前から、「被相続人の遺言における処分権限は、被相続人の生前の財産についての処分権限の延長で理解されるのであり、生前においても債務についての処分権限を有さない被相続人の行為を説明することはできない」との説明がされていた。⁽⁵⁾

こうしたことから、民法902条の2本文は、遺言による債務の承継をめぐる問題について、自然人は、生存中に自己の債務を処分することができない以上、遺言により自己の債務を処分することもできないとするものであると理解することが考えられる。言い換えれば、遺言による死後の債務の承継は契約による生前の債務の承継と同じ性質を有するものであるという考え方に基づいて、民

(2) 堂蘭＝神吉編著・前掲注1) 150頁、堂蘭＝野口編著・前掲注1) 170頁。

(3) 窪田充見「問題の提起（小特集 相続法改正における権利・義務の承継の規律——その位置づけと課題）」法時92巻4号（2020）61頁。

(4) 前掲注2) 及びこれに対応する本文のほか、堂蘭＝神吉編著・前掲注1) 152-153頁（注1）、堂蘭＝野口編著・前掲注1) 171頁（注1）参照。

(5) 窪田充見「金銭債務と金銭債権の共同相続」論ジュリ10号（2014）121頁。

法902条の2本文の規定内容を理解することが考えられるのである。

また、民法902条の2ただし書の規定内容について、「債権者の承認は、ちょうど免責的債務引受における債権者の承諾（民472条3項）と同じ性格のものとして位置付けられる」とする読み方の可能性が指摘されているところ⁽⁶⁾、この読み方のもとでも、やはり、遺言による死後の債務の承継は契約による生前の債務の承継と同じ性質を有するものであるという考え方に基づいて、民法902条の2ただし書の規定内容が理解されるものと考えられる。

そうすると、民法902条の2が規定する内容を、同条本文及び同条ただし書のいずれについても、遺言による死後の債務の承継は契約による生前の債務の承継と同じ性質を有するものであるという考え方に基づいて理解することが示唆される。しかし、民法902条の2の規定内容に照らすと、こうした理解は、ある程度は妥当するものの、限界をはらんでいるように思われる。すなわち、民法902条の2が定める内容は、遺言による死後の債務の承継には契約による生前の債務の承継にはない特性があることを示しているものと考えられる。

そこで本稿では、遺言による債務の承継が有するこのような特性を示すことを試みる。その前提として、まずは、最判平成21年の内容（II）と、それをうけて民法902条の2が新設されるまでの経緯（III）を概観したうえで、同条の射程（IV）を明らかにする。そして、こうした前提的作業をふまえ、民法902条の2の規定内容についての、遺言による死後の債務の承継は契約による生前の債務の承継と同じ性質を有するものであるという考え方に基づく説明の限界を検討することによって、遺言による債務の承継の特性（V）を示すことを試みる。

II 最判平成21年3月24日民集63巻3号427頁

最判平成21年は、平成30年改正前の民法のもとで、遺言による債務の承継を

(6) 窪田充見『家族法——民法を学ぶ〔第4版〕』（有斐閣、2019）541頁。

扱った判例である⁽⁷⁾。より具体的には、被相続人Aに法定相続人としてその子であるXとYの2人がいたところ、Aがその有する財産全部をYに相続させる旨の公正証書遺言（以下「本件遺言」という。）をしていたことから、XがYに対して平成30年改正前民法のもとでの遺留分減殺請求権を行使したという事案において、遺留分侵害額の算定の前提として、Aについての相続債務が本件遺言によりどのように承継されることとなるかが判断された。

最判平成21年は、「本件遺言は、Yの相続分を全部と指定し、その遺産分割の方法の指定として遺産全部の権利をYに移転する内容を定めたものである」としたうえで、次のように判示している。

「本件のように、相続人のうちの1人に対して財産全部を相続させる旨の遺言により相続分の全部が当該相続人に指定された場合、遺言の趣旨等から相続債務については当該相続人にすべてを相続させる意思のないことが明らかであるなどの特段の事情のない限り、当該相続人に相続債務もすべて相続させる旨の意思が表示されたものと解すべきであり、これにより、相続人間においては、当該相続人が指定相続分の割合に応じて相続債務をすべて承継することになると解するのが相当である。もっとも、上記遺言による相続債務についての相続分の指定は、相続債務の債権者（以下「相続債権者」という。）の関与なくされたものであるから、相続債権者に対してはその効力が及ばないものと解するのが相当であり、各相続人は、相続債権者から法定相続分に従った相続債務の履行を求められたときには、これに応じなければならず、指定相続分に応じて相続債務を承継したことを主張することはできないが、相続債権者の方から相続

-
- (7) 最判平成21年の評釈として、調査官解説である高橋譲「判解」最判解民事篇平成21年度（上）（2012）225頁のほか、青竹美佳「判批」判例セレクト2009（法教353号）（2010）23頁、西希代子「判批」重判平成21年度（ジュリ臨増1398号）（2010）105頁、同「判批」民商142巻3号（2010）314頁、潮見佳男「判批」金法1905号（2010）22頁、神谷遊「判批」民事判例1号（2010）184頁、且井佑佳「判批」同志社法学63巻2号（2011）1277頁、宮本誠子「判批」金判1436号（2014）116頁、本山敦「判批」金判1636号（2022）83頁、白須真理子「判批」大村敦志=沖野眞巳編『民法判例百選Ⅲ〔第3版〕』（2023）188頁等がある。

債務についての相続分の指定の効力を承認し、各相続人に対し、指定相続分に応じた相続債務の履行を請求することは妨げられないというべきである」。

ここでは、遺言による相続分の指定により相続人のうちの1人に対して財産及び債務をすべて相続させる旨の意思が表示された場合には、相続人間の関係と、相続債権者との関係の、それぞれについて、次のような帰結が導かれることが示されている。

- ① 相続人間においては、遺言による債務についての相続分の指定は効力を有し、当該相続人が指定相続分の割合に応じて債務をすべて承継することになる。
- ② 相続債権者に対しては、遺言による債務についての相続分の指定の効力は及ばず、各相続人は相続債権者からの法定相続分に従った債務の履行請求に応じなければならないが、相続債権者は各相続人に対し指定相続分に応じた債務の履行請求をすることができる。

このうち①の帰結は、遺言の解釈から導かれている。このことから、相続人間の内部関係における債務の承継の在り方は、遺言に表れた被相続人の意思に従って定まるものとされていることが読み取れる。

これに対し、②の帰結は、遺言による相続債務についての相続分の指定が相続債権者の関与なくされたものであることから導かれている。相続人間では遺言に表れた被相続人の意思が尊重されるとしても、被相続人単独の意思によって相続債権者の利益を害することまでは認められないことから、相続債権者を保護するために、相続債権者は、相続分の指定がなかったものとして法定相続分に従って債務の履行請求をすることとされているものと考えられる。ただし、あくまで相続債権者の保護が目的であることから、相続債権者自身が相続分の指定に従って債務の履行請求をすることが認められているものと考えられる。

また、①により、相続人間では指定相続分の割合に応じて債務が承継されるにもかかわらず、②により、相続債権者が法定相続分の割合に応じて債務の履行請求をすることが認められるがゆえに、相続債権者が法定相続分の割合に応

じて権利行使をした結果として、相続人の中に、指定相続分の割合を超えた履行をしなければならない者が出現しうる。そこで、最判平成21年は、このような相続人が指定相続分の割合に従って他の相続人に対して求償することを認めている。⁽⁸⁾このことから、①により、相続人間では指定相続分の割合に応じて債務が承継されるということは、その具体的な帰結として、相続人間で指定相続分の割合に応じた求償をすることが認められることを導くものとしてとらえることができる。⁽⁹⁾

以上のようななかたちで、最判平成21年は、相続人間においては、遺言による債務についての相続分の指定は効力を有するものとしつつ、相続債権者に対しては、遺言による債務についての相続分の指定の効力は及ばないという判断を示していた。

-
- (8) このことは、遺留分侵害額の算定に関する次のような判示内容から読み取ることができる。「そして、遺留分の侵害額は、確定された遺留分算定の基礎となる財産額に民法1028条所定の遺留分の割合を乗じるなどして算定された遺留分の額から、遺留分権利者が相続によって得た財産の額を控除し、同人が負担すべき相続債務の額を加算して算定すべきものであり（最高裁平成5年（オ）第947号同8年11月26日第三小法廷判決・民集50巻10号2747頁参照）、その算定は、相続人間において、遺留分権利者の手元に最終的に取り戻すべき遺産の数額を算出するものというべきである。したがって、相続人のうちの1人に対して財産全部を相続させる旨の遺言がされ、当該相続人が相続債務もすべて承継したと解される場合、遺留分の侵害額の算定においては、遺留分権利者の法定相続分に応じた相続債務の額を遺留分の額に加算することは許されないものと解するのが相当である。遺留分権利者が相続債権者から相続債務について法定相続分に応じた履行を求められ、これに応じた場合も、履行した相続債務の額を遺留分の額に加算することはできず、相続債務をすべて承継した相続人に対して求償し得るにとどまるものというべきである」（傍点筆者）。
- (9) このほかにも、②において、相続債権者の側から各相続人にに対し指定相続分に応じた債務の履行請求をすることが認められていることから、その反面として、相続人はこのような履行請求に応じなければならないものと考えられるところ、このように指定相続分に応じた債務の履行請求に相続人が応じなければならないことも、①により、相続人間では指定相続分の割合に応じて債務が承継されるということの具体的な帰結であると考えられる。

Ⅲ 平成30年民法改正による民法902条の2の新設⁽¹⁰⁾

そして、平成30年民法改正に際しては、法制審議会民法（相続関係）部会において、最判平成21年が示した判断内容を明文化することが目指された。⁽¹¹⁾

法制審議会民法（相続関係）部会においては、まずは、基本的には、最判平成21年の考え方⁽¹²⁾に沿ったものとして、「遺言により相続債務について各相続人の承継割合が定められた場合であっても、各相続人は、その法定相続分に応じて相続債務を承継する」とこと、そしてこの場合においても、「相続分の指定又は包括遺贈によって各相続人の承継割合が定められた場合には、各相続人の負担部分は、その承継割合による」ことを規定することが検討された。⁽¹³⁾

このように、当初は、遺言による相続債務についての各相続人の承継割合の定めにかかわらず各相続人は法定相続分の割合に応じて債務を承継することとする一方で、相続人間においては各相続人の負担部分は遺言が定める割合によるとすることが検討された。

そして、この方向性は「中間試案」でも維持された。「中間試案」においては、具体的には次のような案が示されていた。⁽¹⁴⁾

① 被相続人が相続開始時に負担していた債務が可分債務である場合には、

-
- (10) 以下では、「法制審議会民法（相続関係）部会議事録」を「議事録」、「法制審議会民法（相続関係）部会資料」を「部会資料」、「民法（相続関係）等の改正に関する中間試案」を「中間試案」、「民法（相続関係）等の改正に関する中間試案の補足説明」を「中間試案の補足説明」と、それぞれ表記する。
 - (11) 民法902条の2に関する法制審議会民法（相続関係）部会における立案過程について検討するものとして、宮本誠子「相続分の指定（新902条・新902条の2）」金判1561号（2019）30-31頁、大村敦志=窪田充見編『解説 民法（相続法）改正のポイント』（有斐閣、2019）145-146頁〔宮本誠子〕、水津太郎「相続による権利および義務の承継——899条の2と902条の2について」法時92巻4号（2020）77-79頁等がある。
 - (12) 「部会資料5」9頁（注）参照。
 - (13) 「部会資料5」8頁。
 - (14) 「中間試案」9-10頁。

各相続人は、その法定相続分に応じてその債務を承継するものとする。

- ② ①の場合において、相続分の指定又は包括遺贈によって各相続人の承継割合が定められたときは、各相続人の負担部分は、その承継割合によるものとする。
- ③ ①にかかわらず、債権者が相続分の指定又は包括遺贈によって定められた割合に応じてその債務を承継することを承諾したときは、各相続人は、その割合によってその債務を承継するものとする。
- ④ 債権者が相続人の1人に対して③の承諾をしたときは、すべての相続人に対してその効力を生ずるものとする。

「中間試案の補足説明」では、最判平成21年を「相続債務の承継割合についてまで遺言者にこれを変更する権限を認めるのは相当でないとして、相続分の指定等がされた場合でも、相続人は、原則として法定相続分に応じて相続債務を承継するとの考え方を探っている」ものとしてとらえたうえで、①は、「相続債務の性質上、債務者である被相続人にその処分権限を認めるのは合理性に欠けることから」、最判平成21年の考え方を採用し、「相続債務（消極財産）については遺言において法定相続分と異なる承継割合が定められた場合であっても、原則として法定相続分に応じて承継されることを明確化するものである」と説明されている。⁽¹⁵⁾

また、②については、「相続分の指定又は包括遺贈により、積極財産につき法定相続分とは異なる割合で遺産を分配することを定めた場合には、相続債務における相続人間の内部的な負担割合については、積極財産と同様の割合とするのが遺言者の通常の意思に合致するものと考えられ、また、相続人間の内部的な求償関係の問題に限定すれば特段の問題は生じないことから、その旨を明らかにする規律を設けるものである」と説明されたうえで、なお書において「法定相続分よりも少ない相続分の指定を受けた相続人がその内部的な負担割合を超えて弁済をしたような場合には、その相続人は、他の相続人に対し、その超

(15) 「中間試案の補足説明」41頁。

過部分について求償をすることが⁽¹⁶⁾できることがあることになる」と説明されている。

さらに、③については、「債務の引当財産を確保する観点から、相続債権者にとっても指定相続分等に応じた債務の承継の方が望ましいという場合もあり得ること等を考慮し、相続債権者が指定相続分等による債務の承継を承諾した場合には、当該相続債権者との関係においても、指定相続分等に応じた債務の承継がされることとするものである」と説明⁽¹⁷⁾されている。

最後に、④については、「債権者が「③」の承諾をする場合の規律を定めるものであり、相続人が複数いる場合であっても、債権者が相続人の1人に対して「③」の承諾をした場合には、すべての相続人に対してその効力を生ずることとしている」と説明されている。

このような「中間試案」の内容をみると、③及び④が追加されてはいるものの、基本となる①及び②が従前の方向性を維持するものであることが確認できる。

もっとも、このような「中間試案」の内容は、「部会資料21」において変化⁽¹⁸⁾することになる。「部会資料21」においては、次のような案が示されている。

- ① 民法第902条第1項及び第2項の規定にかかわらず、相続分の指定による義務の承継は、相続債権者の承諾を得なければ、相続債権者に対抗することができないものとする。
- ② 相続債権者は、共同相続人の1人に対して法定相続分による義務の承継を承認したときは、①の承諾をすることができないものとする。
- ③ 相続債権者が共同相続人の1人に対して①の承諾をしたときは、全ての共同相続人に対してその効力を生ずるものとする。

「中間試案」では、遺言による相続債務についての各相続人の承継割合の定めにかかわらず各相続人は法定相続分の割合に応じて債務を承継することとされていたのに対し、ここでは、特に①において、各相続人は法定相続分の割合ではなく遺言が定める割合に応じて債務を承継することとされたうえで、この

(16) 「中間試案の補足説明」41-42頁。

(17) 「中間試案の補足説明」42頁。

(18) 「部会資料21」36頁。

ような遺言が定める割合に応じた債務の承継は、相続債権者の承諾を得なければ、相続債権者に対抗することができないこととされている。このような変化がもたらされた理由については、民法899条が「各共同相続人は、その相続分に応じて被相続人の権利義務を承継する」と規定したうえで、民法902条が「被相続人は、前二条の規定にかかわらず、遺言で、共同相続人の相続分を定め……」ことができる」としていることから、当時の「現行法との連続性という観点」から、これらの規定はそのまま維持したうえで、「遺言による相続分の指定は、相続債権者の承諾を得なければ、相続債権者に対抗することができない」旨の規律を設ける方が相当であると判断されたことが説明されている。⁽¹⁹⁾ただし、このような変化については、「必ずしも実質的な内容を変更する趣旨ではない」とされており⁽²⁰⁾、また、従前と同様に、基本的には最判平成21年の考え方を明文化するものであるとされている。⁽²¹⁾

なお、「部会資料21」の②は「中間試案」にはない規律であるが、「部会資料22-1」においては、この点を改める趣旨で、次のような案が示されるに至って⁽²²⁾⁽²³⁾いる。

民法第902条の規定にかかわらず、相続債権者は、各共同相続人に対し、その法定相続分の割合でその権利を行使することができるものとする。ただし、相続債権者が共同相続人の1人に対して指定相続分の割合による義

(19) 「部会資料21」38頁。

(20) 「部会資料21」38頁。

(21) 「部会資料21」38頁。また「第21回議事録」40頁〔満田関係官発言〕においては、「義務の承継につきましては、基本的には判例の考え方の明文化であるところ、今回、改めて現行民法との連続性という観点から考えた場合に、現行法の規律を維持する場合には共同相続人の内部的な負担割合の規律を民法上、設ける必要はなく、相続人ととの関係のみを規律すれば足りるとも思われましたので、そのような観点から本部会資料のような案を提示させていただいております」との説明が行われている。

(22) 「部会資料22-2」31-32頁参照。

(23) 「部会資料22-1」14頁。

務の承継を承認したときは、この限りでないものとする。

そして、この案が基本的には維持された末に、最終的には次のような内容の民法902条の2が新設されるに至った。

民法902条の2

被相続人が相続開始の時において有した債務の債権者は、前条の規定による相続分の指定がされた場合であっても、各共同相続人に対し、第900条及び第901条の規定により算定した相続分に応じてその権利行使することができる。ただし、その債権者が共同相続人の1人に対してその指定された相続分に応じた債務の承継を承認したときは、この限りでない。

このうち、民法902条の2本文は、相続債権者に対しては、遺言による債務についての相続分の指定の効力が及ばないことを定めるものであるところ、このような規律については、「債権者との関係では、遺言者に自らが負担した債務の承継の在り方を決める権限を認めることは相当でないことを根拠とするものであり」、基本的には、最判平成21年の考え方を明文化するものであるとの説明がされている。⁽²⁴⁾

ただし、平成30年改正前と同様に、民法899条・902条により、相続人間においては、遺言による債務についての相続分の指定は効力を有し、相続人間で指定相続分の割合に応じた求償をすることが認められるものとされている。⁽²⁵⁾

また、民法902条の2ただし書は、相続債権者が指定相続分の割合に応じた債務の承継を承認した場合には指定相続分の割合に応じた権利行使することになることを定めている。この点については、「法定相続分に応じた権利行使しか認めないことにすると、例えば、被相続人が遺言により積極財産の全部又はその大部分を特定の相続人に相続させることとしたような場合に、責任財産が不足し、相続債権者が不利益を受けることがあり得る」ことが理由として示され

(24) 堂蔵=神吉編著・前掲注1) 150頁、堂蔵=野口編著・前掲注1) 170頁。

(25) 堂蔵=神吉編著・前掲注1) 150頁、堂蔵=野口編著・前掲注1) 170頁。

ている。⁽²⁶⁾

以上のとおり、法制審議会民法（相続関係）部会における立案過程における検討内容には変遷があるものの、最終的に新設された民法902条の2の規定内容自体は、Ⅱで確認した最判平成21年の内容と基本的には共通しているものと評価することができる。

IV 民法902条の2の射程

民法902条の2は、相続分の指定がされた場合について定めた規定である。しかし、法制審議会民法（相続関係）部会においては、当初は、包括遺贈がされた場合にも、相続分の指定がされた場合と同様の規律を及ぼすことが検討されていた。⁽²⁷⁾ 最終的には、包括遺贈について明文の規定を置くことは見送られたが、これは包括遺贈がされた場合に相続分の指定がされた場合とは異なる規律をすることを意図したものではないことが、立案過程において説明されている。⁽²⁸⁾

(26) 堂蘭＝神吉編著・前掲注1) 150-151頁、堂蘭＝野口編著・前掲注1) 170頁。

(27) 前掲注13) 及び前掲注14) 並びにこれらに対応する本文参照。

(28) 包括遺贈についての言及は、「部会資料17」4-5頁において次のような案が示される際に削除されている。

- ① 相続債務の中に可分債務が含まれる場合には、各相続人は、その法定相続分に応じてその可分債務を承継するものとする。
- ② 相続分の指定により、相続財産に属する財産の承継割合が定められた場合には、相続債務に関する各相続人の負担部分は、その承継割合によるものとする。
- ③ ①にかかわらず、債権者が②の承継割合に応じて相続債務を承継することを承諾したときは、各相続人は、その割合によって相続債務を承継するものとする。
- ④ 債権者が相続人の1人に対して③の承諾をしたときは、すべての相続人にに対してその効力を生ずるものとする。

(29) 前掲注28) で示したようななかたちで包括遺贈についての言及がなくなったことについて、「第17回議事録」11頁〔満田関係官発言〕においては、次のような説明がされている。「なお、②の規律から、包括遺贈を削除しておりますけれど

実質的に考えてみても、民法902条の2本文の根拠とされる、「債権者との関係では、遺言者に自らが負担した債務の承継の在り方を決める権限を認めるることは相当でない」ということ⁽³⁰⁾、さらには、同条ただし書の根拠とされる、「法定相続分に応じた権利行使しか認めないとすると、例えば、被相続人が遺言により積極財産の全部又はその大部分を特定の相続人に相続させることとしたような場合に、責任財産が不足し、相続債権者が不利益を受けることがあり得る」ことは、いずれも包括遺贈にも妥当する。したがって、包括遺贈についても、民法902条の2による場合と同様の規律がされるべきものと考えられる。⁽³¹⁾⁽³²⁾

そうすると、例えば、被相続人Aに法定相続人としてその子であるXのみがいたところ、Aがその有する財産全部をYに包括遺贈する旨の公正証書遺言をしていたという事案を想定する場合、民法902条の2に照らし、相続債権者は、Xに対して権利行使をすることができるが、包括遺贈による債務の承継を承認したときは、Yに対して権利行使をすることになるものと考えられる。また、

も、これは包括遺贈の適用を除外するという趣旨ではなく、ほかの相続の規定と同様、包括遺贈につきましては、民法第990条がございますので、ここにおいては削除させていただいたということになります」。

(30) 前掲注24) 及びこれに対応する本文参照。

(31) 前掲注26) 及びこれに対応する本文参照。

(32) 民法902条の2が定める規律が包括遺贈にも及ぶことを明示的に指摘するものとして、潮見佳男『詳解 相続法〔第2版〕』(弘文堂、2022) 220頁参照。

ただし、技術的にみて、どのようにして包括遺贈についても民法902条の2による場合と同様の規律がされるべきかが問題となりうる。前掲注29)で引用した「第17回議事録」11頁〔満田関係官発言〕においては、民法990条により包括受遺者が相続人と同一の義務を有することから、包括受遺者を民法902条の2が定める「共同相続人」の1人としてとらえ、同条を直接的に適用することが想定されているように思われる。この点につき、宮本・前掲注11) 31頁、大村＝窪田編・前掲注11) 148頁〔宮本誠子〕参照。しかし、本文においてすぐに後述するように、包括遺贈が問題となる場面においては、法定相続人が1人しかおらず、同条本文が定める「第900条及び第901条の規定により算定した相続分」が存在しないことがありうることから、民法902条の2が類推適用されることがあるが適當であるように思われる。

相続債権者がXに対して権利行使をした結果として、Xが弁済を行った場合には、XはYに対して求償をすることが認められるものと考えられる。

そして、この具体例にも民法902条の2の規律が及ぶということは、同条の規律が、相続分の指定がされた場合のみならず包括遺贈がされた場合にも妥当することを意味するだけでなく、法定相続人が数人いる場合のみならず1人しかいない場合にも妥当することをも意味する。実質的に考えてみても、民法902条の2本文及び同条ただし書の規定内容は、いずれも相続債権者の保護を目的とするものであるところ、法定相続人が1人しかいない場合であったとしても、同条が定めるようなかたちでの相続債権者の保護が必要であることに変わりはない。したがって、同条が定める規律は、法定相続人が数人いるという共同相続の場面に限られない射程を有するものと考えられる。

以上のとおり、民法902条の2は、直接には、法定相続人が数人いる場合において相続分の指定がされたときに適用される規定となっているが、相続債権者の保護という同条の趣旨は、遺言において債務の包括承継の在り方について法定相続による場合と異なる内容が定められている場合に広く及ぶものということができる。

V 遺言による債務の承継の特性

ここまで検討してきた内容をふまえ、民法902条の2が規定する内容との関係で、遺言による死後の債務の承継が、契約による生前の債務の承継とどの程度共通するものであるかを考えることにしたい。

そのために、ここでは、民法902条の2の規定内容について、次のように2通りのとらえ方があるとされていることに注目する。

(33) ここでとりあげる2通りのとらえ方については、「対抗不能構成」と「相対的構成」の対比というかたちで論じられることが多い。「対抗不能構成」と「相対的構成」の対比については、水津・前掲注⁽³³⁾11) 78-79頁のほか、潮見・前掲注32) 220-221頁、松川正毅=窪田充見編『新基本法コンメンタール 相続〔第2

1つめのとらえ方は、「あくまで指定相続分に応じて共同相続人が債務を承継するのであり、例外的に、債権者の保護を目的として、法定相続分に応じた権利行使が認められているにすぎない」とするものである。⁽³⁴⁾

2つめのとらえ方は、「むしろ、相続分の指定があっても、債務は原則として法定相続分で承継されるのであり、債権者の承認があった場合に限り、指定相続分に応じた債務の承継が認められる」とするものである。そして、このとらえ方のもとでは、指定相続分に応じた債務の承継をもたらす債権者の承認は、「ちょうど免責的債務引受における債権者の承諾（民472条3項）と同じ性格のもの」として位置づけられるものとされている。⁽³⁵⁾

いずれのとらえ方を採用するかによって具体的な事案のもとで導かれる帰結が異なりうるかは明らかではないが、後者のとらえ方の方が、被相続人が遺言により債務の承継の在り方を定めることに対してより否定的であることが読み取れる。実際、後者のとらえ方の背景にあると思われる考え方のもとでは、「被相続人の遺言における処分権限は、被相続人の生前の財産についての処分権限の延長で理解されるのであり、生前においても債務についての処分権限を有さない被相続人の行為を説明することはできない」という指摘がされている。⁽³⁶⁾ここでは、遺言による死後の債務の処分は契約による生前の債務の処分と同様の要件のもとでのみ認められるとする考え方を表している。そして、このような考え方方が採用されているからこそ、後者のとらえ方のもとでは、民法902条の2ただし書が定める債権者による承認を、契約による生前の債務の処分である免

版]』（日本評論社、2023）80頁〔木村敦子〕等参照。

- (34) 窪田・前掲注6) 541頁。
- (35) 窪田・前掲注6) 541頁。
- (36) 窪田・前掲注6) 541頁。
- (37) 窪田・前掲注6) 541頁も、「説明のしかたによって、ただちに具体的な結論が異なるわけではない」としている。これに対し、いずれのとらえ方を採用するかが解釈論についても一定の影響を及ぼす可能性を示唆するものとして、水津・前掲注11) 79頁参照。
- (38) 窪田・前掲注5) 121頁。

責的債務引受における債権者の承諾（民法472条3項）に相当するものとして位置づけ、この債権者による承認があった場合に限り遺言による死後の債務の処分である指定相続分に応じた債務の承継が認められるものとされていると考えられる。

この考え方は、契約による生前の債務の処分が契約による生前の財産の処分よりも制限されていることをふまえると、遺言による死後の債務の処分は遺言による死後の財産の処分よりも制限されるべきことを明らかにするものであり、一定の正当な指摘を含んでいるものと考えられる。しかし、民法902条の2を理解するうえで、相続分の指定や包括遺贈による債務の承継を、免責的債務引受（民法472条3項）と同様のものとしてとらえることには、限界があると考えられる。

まず、債務者と引受人となる者の間の契約により免責的債務引受をしようとする場合には、⁽³⁹⁾ 債権者による承諾が免責的債務引受の成立要件となるため（民法472条3項）、債権者による承諾がない場合には、基本的には、債務者と引受人となる者との間でも免責的債務引受の効力は生じないこととなる。そのため、民法902条の2ただし書が定める相続債権者による承認を免責的債務引受における債権者による承諾に相当するものとしてとらえるならば、相続債権者による承認がない場合には、相続人間でも、遺言による債務の承継は効力を生じておらず、法定相続による債務の承継が生じていることとなる。そうすると、このような場合において、相続債権者が法定相続を前提として権利行使を

(39) なお、窪田・前掲注5) 122-123頁は、特に相続分の指定がされた場合において、免責的債務引受が問題となる場面における引受人となる者の意思に基づく関与に相当するものが、相続人については存在しないことを指摘している。同じ点を問題視するものとして、沖野眞巳「相続債務（借入）の承継・処理を巡る諸問題—遺言による承継指定ほか」『銀行取引と相続・資産承継を巡る諸問題』（金融法務研究会、2016）86頁注17、88-89頁参照。

(40) 潮見佳男『新債権総論Ⅱ』（信山社、2017）513頁、中田裕康『債権総論〔第4版〕』（岩波書店、2020）709-710頁、山田誠一編『新注釈民法（10）債権（3）』（有斐閣、2024）129-130頁〔野澤正充〕等。

したとしても、相続人間で遺言に従った求償が認められることはないとするが、これは民法902条の2について理解されている内容と異なり⁽⁴¹⁾、また、同条が明文化したとする最判平成21年の内容とも異なる⁽⁴²⁾。したがって、仮に相続人間での遺言に従った求償が認められるのだとすれば、なぜ相続人間では少なくともその限度において遺言による債務の承継が効力を有することとなるのかが問われる。1つの説として、たとえ債権者による承認がなかったとしても、相続人間では積極財産については遺言に従って財産が承継されることに変わりはないことから、相続人間の公平性を確保するためには、消極財産についても少なくとも遺言に従った求償を認めることで、各相続人が最終的には遺言に従って財産も債務も承継したという実質を確保する必要があるとすることが考えられる。もしこのような説が成り立つのだとすれば、債務のみならず財産をも同じ割合で包括承継するという、免責的債務引受にはない、遺言による債務の承継に特有の構造が表れていることになる。

また、免責的債務引受が問題となる場面においては、債権者との関係でその効力が認められない場合に債務者としての地位を有することになるのは、従前の債務者であり、債権者は従前と同じ者を債務者として扱うことができる。これに対し、遺言による債務の承継が問題となる場面においては、債権者との関係でその効力が認められない場合に債務者としての地位を有することになるのは、従前の債務者である被相続人ではなく法定相続人であり、債権者はいずれにしても従前と同じ者を債務者として扱うことができない。このように、免責的債務引受と遺言による債務の承継とでは、その効力が認められない場合において債権者が置かれる利害状況は大きく異なる。したがって、債権者の利益に注目した規律をしようとするとき、免責的債務引受と遺言による債務の承継とでは、規律の在り方に差異が生じるのが自然である。現に、民法902条の2ただし書は、債権者にとっての責任財産を構成していた被相続人の積極財産が遺言

(41) 前掲注25) 及びこれに対応する本文参照。

(42) 前掲注8) 及びこれに対応する本文参照。

に従って承継されることにより生じうる債権者の不利益を考慮したものであるところ、⁽⁴³⁾このように債権者が遺言による債務の承継を拒むことでかえって従前の責任財産を失いかねないという事態は、免責的債務引受のようにこれを拒むことで従前の債務者及び責任財産を維持することができるものについては通常問題とならない。したがって、実質的にみて、民法902条の2ただし書が定める債権者による承認と民法472条3項が定める債権者による承諾とではその意義が大きく異なることになるが、それは結局のところ、前述したとおり遺言による債務の承継が問題となる場面においては免責的債務引受が問題となる場合と異なり債権者が従前と同じ者を債務者として扱うことができないとの反映であるといえる。

以上のとおり、民法902条の2のもとでは、遺言による債務の承継に、免責的債務引受にはない特徴を見出すことができる。1つめの指摘において注目した、積極財産と消極財産とを同じ割合で包括承継するという点は、自然人については同様のことを生前に契約によって行うことは少なくとも一般には想定されていないものと考えられる。また、2つめの指摘において注目した、従前の債務者である被相続人の死亡に伴い債権者が従前の債務者を維持することができないという点は、契約による生前の債務の承継においては問題とならない、遺言による死後の債務の承継に特有の前提であり、しかも債権者の利益に大きく関わる重要性が高いものということができる。さらに、この前提のもとでの原則的な解決方法が法定相続による債務の承継であり、遺言による債務の承継が認められない場合には法定相続による債務の承継が生じるという点も、遺言による死後の債務の承継に特有の問題として指摘することができる。

こうしたことから、遺言による死後の債務の承継を、契約による生前の債務の承継に引き付けて考えることには限界があり、むしろ、契約による生前の債務の承継にはない、遺言による死後の債務の承継の特性に注目して、民法902

(43) 前掲注26) 及びこれに対応する本文参照。

条の2が規律する内容を検討すべきものと考えられる。⁽⁴⁴⁾

VI おわりに

本稿では、民法902条の2が規律する内容との関係で、遺言による死後の債務の承継には、契約による生前の債務の承継にはない特性があることを示すことを試みた。

ただし、本稿のこのような立場は、遺言による死後の債務の承継を、契約による生前の債務の承継に関する規律を参照して検討することを否定するものではない。そのような検討方法は、特に、積極財産の承継にはない、消極財産の承継に特有の問題に目を向けるものである点で、なおも有益なものと考えられる。実際、契約による生前の債務の承継に関する規律を参照する立場は、相続という制度について、もっぱら積極財産の承継を念頭に置いた議論がされる傾向がある中で、消極財産の承継をも視野に入れる必要があるという問題意識によって支えられていた。⁽⁴⁵⁾ このような問題意識は正当であるように思われ、遺言による債務の承継をめぐる問題を考察するうえで、積極財産の承継にはない、消極財産の承継に特有の問題に注目することは、なおも必要であると考えられる。本稿はただ、さらに一歩進んで、同じ消極財産の承継であっても、契約による生前の債務の承継にはない、遺言による債務の承継に特有の問題に目を向

-
- (44) こうしたことから、Vの冒頭で示した、遺言による債務の承継を免責的債務引受に引き付ける2つめのとらえ方よりも、1つめのとらえ方が適当であるものと考えられる。なお、平成30年改正前民法のもとで、本稿とは異なる観点からの詳細な検討を通じて1つめのとらえ方を支持するものとして、沖野・前掲注39) 84-89頁参照。
- (45) 窪田充見「相続という制度」法時89巻11号(2017)12頁参照。また、同16頁は、本文で紹介した問題意識の表れとして、「積極財産については、死後の財産の帰属だという点を度外視すれば、生前の処分権の延長として捉えることが可能である。それに対して、債務の承継は、そもそも被相続人の意思を根拠として説明することはできない」と記述している。より詳細には、同16-17頁参照。

ける可能性を示すことを試みたものにすぎない。

* 本研究はJSPS科研費 JP23K01166の助成を受けたものです。